

浄化槽管理 組合だより

令和2年度第2号 編集・発刊 大町市浄化槽管理組合



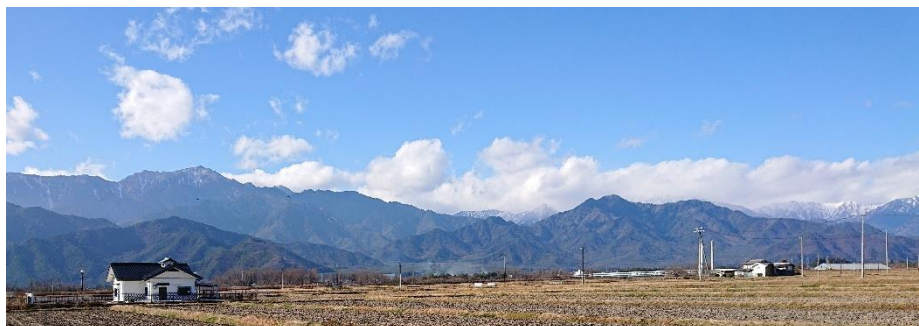
ホームページは
←こちらから



令和2年度大町市浄化槽管理組合視察研修会

令和2年11月11日に大町市社の社南部地区浄水センターを会場として、参加者全員が新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用、検温、手指消毒の実施などの対策のもと、視察研修会が開催された。

竹村組合長のあいさつにつづき、組合理事、代議員、業者部会員の計31名がA、B二班に分かれ施設を見学し、施設を管理している長野県下水道公社と株式会社ウィルトスの担当者を講師に、下水がきれいになっていくメカニズム等を学習した。



社南部地区浄水センター



竹村組合長開会あいさつ

当該施設は、閨田、曾根原、宮本地区の計画処理戸数310戸の生活排水を処理している大町市の農業集落排水処理施設で、運転管理における乳酸飲料やクルトのプラスチック容器をろ材として再利用されていることや、試行錯誤を重ねて省エネを実現し、施設の電力使用量が約半分になったこと等の取り組みについて関心が寄せられ、参加者は汚水処理の重要性を再認識した。



組合代議員、業者部会のみなさん



処理槽内部の観察



前処理室（地下）

ブロワ（送風機）についてよく知ろう

【ブロワは浄化槽のかなめ】

浄化槽は、微生物の働きによって汚れを分解し水をきれいにしています。その主役は、空気を好む好気性微生物です。

この微生物に空気を 24 時間供給しているのがブロワ※3で、1 日に 500 ml のペットボトル 172,800 本分の空気を送り出しています。

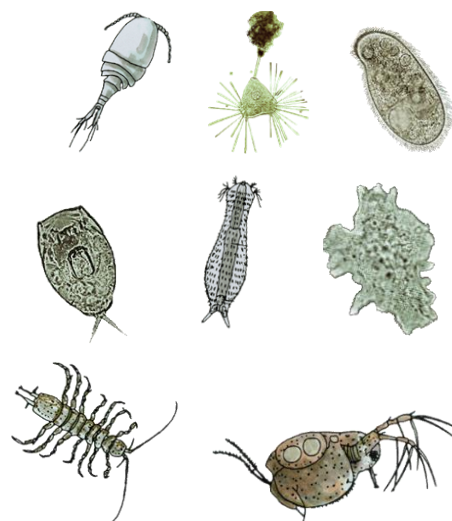
このブロワの電気代は 1 日に約 29 円※1、1 年間で約 10,643 円になります。※2

※1) 5 人槽用の標準的なブロワ

※2) 電気料金は新電気料金目安単価 27 円/ kWh で計算

※3) メーカーによっては、ブローア・ブローワー等と表記する場合があります。

槽内に住んでいる微生物



コンセントは抜かないで!!

【大切なブロワの点検】

浄化槽保守点検では、その都度、ブロワのフィルター清掃を実施し、作動音、振動、吐出風量を確認することになっています。

長野県浄化槽協会が行う法定検査では、ブロワに不備があると「不適正」と判定され改善が求められます。

例えば今年 9 月に市内で行われた法定検査は、733 基中 55 基が「不適正」とされ、要因として 55 基中 3 割の 16 基がブロワの不備で、コンセントが抜かれ停止中のものがありました。

ブロワは停止させないようにお願いします。

【火災保険・損害保険・家財保険などの保証内容を確認して】

屋外に設置してあるブロワが、落雷によって故障することがあります。そんな時、ブロワは補償の対象になるのか？ 市内で多くの方が加入している J A 大北に聞いてみました。

答えてくれた担当者は、「J A の共済保険は、浄化槽も住宅（建物）の施設なので、落雷でブロワが故障した場合、共済金で補償されます」との回答でした。

組合員の皆様も、もしもの場合に備え落雷について保障されるか、加入されている保険の内容を確認しておくことをおすすめします。

こんなことありませんか？

浄化槽の様々な悩みは「浄化槽相談コーナー」で

例えば…

- うちの浄化槽、そろそろ寿命かなあ？
- 修理したほうがいいか、新しく設置したほうがいいか迷ってる。
- 浄化槽を設置したいけど費用はどれくらいかかるの？
- 家族が少ないのに、毎年清掃しろと言われたけど、どうして？
- 気になる嫌な臭い、自宅から？ ご近所から？ 臭いの原因はどこから？

聞きにくい
あんなこと
こんなこと

大町市役所東庁舎 1階上下水道課一番奥の大町市浄化槽管理組合では、
「浄化槽相談コーナー」を開設しています。

皆様からのご相談をお待ちしています。

※随時受け付けておりますが、担当者が不在の場合がありますので、お急ぎの場合は
お電話でお申し込みください。

組合員様に関する異動や変更について



組合員様のお名前が変更になった場合や、納付書等の送付先が変更になった時は、速やかに事務局まで連絡をお願いします。

また、使用していた浄化槽を廃止（取壊し）・使用休止される場合は、必ず浄化槽の清掃を行い「浄化槽廃止届」・「浄化槽休止届」の提出を事務局までお願いします。

マスク着用
を実施して
います



いとう相談員の 編集後記



今年は、新型コロナウイルス感染防止のため組合活動に様々な制約がありましたが、組合だよりは今までどおり、浄化槽管理に役立つ情報発信を心がけ、年2回発行いたします。

第2号はホームページ上の公開とさせていただきますが、郵送を希望される場合は、事務局までご連絡をお願いします。

以前は、数年に1回実施されていた法定検査が、年に1回実施されるようになり、今年で3年目です。実施機関である長野県浄化槽協会の説明では、BOD検査が導入されたことにより、検査が短時間になり、汚れが数値で分かるようになったとのことです。皆様が負担する検査手数料が有効に活用されるよう期待しているところです。

ご不明な点や、ご要望は、事務局までご相談くださいますようお願い申し上げます。

事務局 大町市役所上下水道課内 大町市浄化槽管理組合

TEL : 0261-22-0420 内線 715 Email : jouka@city.omachi.nagano.jp